

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（医療手当の額等） 第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万九千九百円 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万七千九百円 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万九千九百円 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万七千九百円 2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万九千九百円とする。 3 （略） （障害年金の額） 第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に	（医療手当の額等） 第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万八千九百円 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万六千九百円 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万八千九百円 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万六千九百円 2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万八千九百円とする。 3 医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から五年を経過したときは、することができない。 （障害年金の額） 第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に

定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 三百四万五千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百四十三万六千円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 九十五万二千八百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 七十六万二千円

2 (略)

（遺族年金）
第十条 (略)

定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百九十六万六千四百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百三十七万三千六百円

2 障害年金の支給を受けている者の許可医薬品等の副作用による障害の状態に変更があつたため、新たに別表に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応じて、その障害年金の額を改定する。

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 九十二万七千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 七十四万六千六百円

2 第七条第二項及び前条の規定は、障害児養育年金の支給について準用する。この場合において、第七条第二項中「障害年金の支給を受けている者」とあるのは「別表に定める程度の障害の状態にある者」と、「新たに別表」とあるのは「新たに同表」と、前条第一項中「医師の診断を受けるべきこと」とあるのは「その養育する者について医師の診断を受けさせるべきこと」と読み替えるものとする。

(遺族年金)

第十条 法第十六条第一項第四号の遺族年金（以下「遺族年金」という。）を受けることができる政令で定める遺族は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて

2
↳
4
(略)

5 遺族年金の額は、二百六十六万四千円とする。
6
↳
9
(略)

、許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとする。

2 許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、第一項に規定する順序による。

4 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、許可医薬品等の副作用により死亡した者が当該許可医薬品等の副作用による障害について障害年金の支給を受けたことがある場合には、十年からその支給を受けた期間（その期間が七年を超えるときは、七年とする。）を控除して得た期間を限度として支給するものとする。

5 遺族年金の額は、二百五十九万四千四百円とする。

6 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額をその人数で除して得た額とする。

7 遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

8 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなく後順位者があるときも、同様とする。

9 遺族年金の支給の請求は、許可医薬品等の副作用により死亡した者の当該許可医薬品等の副作用による疾病又は障害について医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時から五年を経過したとき（前項後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることがで

(遺族一時金)
第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百九十九万二千円

二 (略)

3
5 (略)

きる先順位者の死亡の時から二年を経過したとき）は、することができない。

(遺族一時金)

第十一条 法第十六条第一項第四号の遺族一時金（以下「遺族一時金」という。）を受けることができる政令で定める遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百七十八万三千二百円

二 遺族年金を受けていた者が死亡した場合において、他に遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額が前号に定める額に満たないとき 同号に定める額から当該許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額を控除した額

3 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、第一項に規定する順序による。

4 第二項第二号の規定による遺族一時金の支給の請求は、遺族年金を受けていた者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。

5 前条第六項及び第九項の規定は、遺族一時金の額及び第二項第

(葬祭料の額等) 第十三条 法第十六条第一項第五号の葬祭料（以下「葬祭料」という。）の額は、二十一万九千円とする。 2 (略)	一号の規定による遺族一時金の支給の請求について準用する。 (葬祭料の額等) 第十三条 法第十六条第一項第五号の葬祭料（以下「葬祭料」という。）の額は、二十一万五千円とする。 2 第十条第九項の規定は、葬祭料の支給の請求について準用する。
--	--